

要旨「貸付人間の関係」

森下哲朗・道垣内弘人〔編者〕『シンジケート・ローンの法的課題』131-170頁（商事法務、2019）第3部 第5章

野村美明（のむらよしあき）

この章では、シンジケート・ローンのエージェントの義務に関して LSTA モデル契約条項およびフランス法およびドイツ法準拠版を含む LMA 契約書と JSLA の契約書案を比較し、LSTA-LMA のような信認義務を一般的に排除する条項をおくほうが免責条項の構造が明確になることを示した。LSTA モデル契約条項を採用した契約書例および LMA 書式による実際の契約書例（英国法以外の法に準拠するものを含む）の検討からも、LSTA-LMA 型のエージェント免責条項の構造は維持されていることがわかる。

以上の他、エージェントの免責条項の基本構造がグローバルに統一されることによって、①免責条項を解釈するためのコストが低くなる、②信認義務を一般的に排除する条項を設けることによって個別の行為についての免責条項ではカバーできない場合の義務や責任を課されるリスクが減少するというメリットが考えられる。

なお、LMA 契約書では明文で、LSTA モデル契約条項ではエージェントの「資格のいかんを問わず」の解釈として（II 2（1））、エージェントの免責規定がアレンジャーにも適用されることとされている。II 4（1）でみたように、JSLA 契約書はシンジケート・ローンの組成が完了するとアレンジャーの役目が終わるという理屈でアレンジャーを除外しているが、もう少し実際的に考えてもよいように思われる。

もともと、日本法を準拠法とするシンジケート・ローン契約にエージェントの信認義務を排除する条項を置いたとしても、信義則上の義務は排除できないと考えられる。この場合には、当事者が契約で定めた以上の義務が裁判所により信義則を介して課せられることになり、予見可能性を欠くことになる。アレンジャーの責任のように、信義則上の義務違反が不法行為とされる場合はなおさらである。